



目次	ページ
高知県公営企業局告示	
○平成19年度から高知県公営企業局が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格	1
○高知県外に主たる営業所を有する建設業者のうち、平成19年度から高知県公営企業局が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格	1
○平成19年度から高知県公営企業局が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格	1
○平成19年度及び平成20年度に高知県公営企業局が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格	1
○平成19年及び平成20年に高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃等業務の契約に係る指名競争入札の参加者の資格	1
○平成19年及び平成20年に高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格	1
◎病院事業料金のうち地方公営企業管理者が定める額	1
◎高知県公営企業局の出納取扱金融機関の指定及び告示の廃止	2
高知県公営企業局公告	
○公印の新調	3

公営企業局告示

高知県公営企業局告示第 1 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 1 項及び第167条の11第 2 項の規定により、高知県内に主たる営業所を有する建設業者のうち、平成19年 4 月 1 日から高知県公営企業局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を次のとおり定める。

平成19年 4 月 1 日（揭示済）

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

平成16年 8 月高知県告示第543号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱）により高知県建設工事入札参加資格者名簿に登載された者

高知県公営企業局告示第 2 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 1 項及び第167条の11第 2 項の規定により、高知県外に主たる営業所を有する建設業者のうち、平成19年 4 月 1 日から高知県公営企業局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を次のとおり定める。

平成19年 4 月 1 日（揭示済）

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

平成18年12月高知県告示第771号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱）により高知県建設工事入札参加資格者名簿（県外）に登載された者

高知県公営企業局告示第 3 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 1 項及び第167条の11第 2 項の規定により、平成19年 4 月 1 日から高知県公営企業局が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を次のとおり定める。

平成19年 4 月 1 日（揭示済）

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

平成18年12月高知県告示第772号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱）により高知県測量、建設コンサルタント等入札参加者名簿に登載された者

高知県公営企業局告示第 4 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 1 項及び第167条の11第 2 項の規定により、平成19年 4 月 1 日から平成20年12月31日までの間に高知県公営企業局が発注する物品の購入（製造を含む。）又はサービス（清掃、警備及び設備保守管理を除く。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格について次のとおり定める。

平成19年 4 月 1 日（揭示済）

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

平成17年 8 月高知県告示第584号（平成18年から平成20年までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等）により競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定された者

高知県公営企業局告示第 5 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第 2 項の規定により、平成19年 4 月 1 日から平成20年12月31日までの間に高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃、警備又は設備保守

管理業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格を次のとおり定める。

平成19年 4 月 1 日（揭示済）

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

平成17年 8 月高知県告示第588号（平成18年から平成20年までに県が委託する庁舎等の清掃等業務の契約に係る指名競争入札の参加者の資格等）により指名競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定された者

高知県公営企業局告示第 6 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 1 項及び第167条の11第 2 項の規定により、平成19年 4 月 1 日から平成20年12月31日までの間に高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 4 条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を次のとおり定める。

平成19年 4 月 1 日（揭示済）

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

平成17年 9 月高知県告示第608号（平成18年から平成20年までに県が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等）により競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定された者

高知県公営企業局告示第 7 号

高知県営病院事業料金徴収条例（昭和32年高知県条例第17号）別表のその他の給付に係る料金について、原価計算を基礎として地方公営企業管理者が定める額を次のように定める。

平成19年 4 月 1 日（揭示済）

種類		金額	
新生児保育管理料		1 人 1 日につき	7,510円
定期検診時の妊婦指導料		1 人 1 日につき	4,900円
人工妊娠中絶世話料	3 月まで	1 件につき	33,390円
	6 月まで	1 件につき	56,910円
避妊リング挿入料		1 件につき	18,480円
避妊リング抜去料		1 件につき	9,240円
先天性代謝異常検査手数料		1 件につき	4,100円

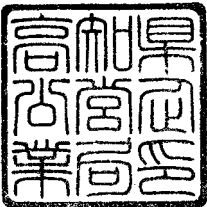
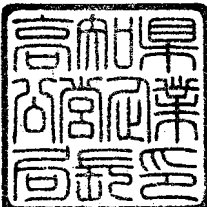
<table><tr><td>乳房マッサージ料</td><td>1 回につき</td><td>1,620円</td></tr><tr><td>胎盤処置料</td><td>1 件につき</td><td>1,100円</td></tr><tr><td>死体処置料</td><td>1 体につき実費相当額</td><td></td></tr><tr><td>診察券再発行料</td><td>1 件につき</td><td>210円</td></tr><tr><td>予防接種料</td><td>実費相当額</td><td></td></tr><tr><td>生命保険等に係る医師面談料</td><td>1 件につき</td><td>2,630円</td></tr><tr><td>レントゲンフィルム複写手数料</td><td>実費相当額</td><td></td></tr><tr><td>非紹介患者初診料</td><td>1 人 1 日につき 420円 (消費税法 (昭和63年法律第108号) 別表第 1 第 8 号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当する場合 (以下「助産に係る場合」という。)) は、1 人 1 日につき 400円)</td><td></td></tr><tr><td>入院患者病衣使用料</td><td>実費相当額</td><td></td></tr><tr><td>おむつ代</td><td>実費相当額</td><td></td></tr><tr><td>外来患者透析食事料</td><td>1 食につき</td><td>630円</td></tr><tr><td>薬事法 (昭和35年法律第145号) 第14条第 1 項又は第19条の 2 第 1 項の規定による承認を受けた者が製造し、又は輸入した当該承認に係る医薬品 (健康保険法 (大正11年法律第70号) 第63条第 2 項第 3 号又は老人保健法 (昭和57年法律第80号) 第17条第 2 項第 3 号に規定する評価療養 (以下「評価療養」という。)) に該当するものに限る。)) の投与に係る薬剤料</td><td>実費相当額</td><td></td></tr><tr><td>入院期間が180日を超える入院 (健康保険法第63条第 2 項</td><td>1 人 1 日につき入院料の基本点数 (以下「基本点数」とい</td><td></td></tr></table>	乳房マッサージ料	1 回につき	1,620円	胎盤処置料	1 件につき	1,100円	死体処置料	1 体につき実費相当額		診察券再発行料	1 件につき	210円	予防接種料	実費相当額		生命保険等に係る医師面談料	1 件につき	2,630円	レントゲンフィルム複写手数料	実費相当額		非紹介患者初診料	1 人 1 日につき 420円 (消費税法 (昭和63年法律第108号) 別表第 1 第 8 号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当する場合 (以下「助産に係る場合」という。)) は、1 人 1 日につき 400円)		入院患者病衣使用料	実費相当額		おむつ代	実費相当額		外来患者透析食事料	1 食につき	630円	薬事法 (昭和35年法律第145号) 第14条第 1 項又は第19条の 2 第 1 項の規定による承認を受けた者が製造し、又は輸入した当該承認に係る医薬品 (健康保険法 (大正11年法律第70号) 第63条第 2 項第 3 号又は老人保健法 (昭和57年法律第80号) 第17条第 2 項第 3 号に規定する評価療養 (以下「評価療養」という。)) に該当するものに限る。)) の投与に係る薬剤料	実費相当額		入院期間が180日を超える入院 (健康保険法第63条第 2 項	1 人 1 日につき入院料の基本点数 (以下「基本点数」とい		<table><tr><td>第 4 号又は老人保健法第17条第 2 項第 4 号に規定する選定療養 (以下「選定療養」という。)) に該当するものに限る。)) に係る入院料</td><td>う。)) の100分の15に相当する額と当該相当する額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例 (昭和33年高知県条例第 1 号) 第70条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額 (その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額) とを合算して得た額 (助産に係る場合は、1 人 1 日につき入院料の基本点数の100分の15に相当する額)</td><td></td></tr><tr><td>使用薬剤の薬価 (以下「薬価基準」という。)) に記載されている医薬品の投与であって、薬事法第14条第 1 項又は第19条の 2 第 1 項の規定による承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係るもの (評価療養に該当するものに限る。)) に係る薬剤料</td><td>薬価基準に定められた価額</td><td></td></tr><tr><td>診療報酬の算定方法 (平成18年 3 月厚生労働省告示第92号) に規定する回数を超えて受けた診療 (選定療養に該当するものに限る。))</td><td>診療の点数に相当する額と当該相当する額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額 (その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額) とを合算して得た額 (助産に係る場合は、診療の点数に相当する額)</td><td></td></tr></table>	第 4 号又は老人保健法第17条第 2 項第 4 号に規定する選定療養 (以下「選定療養」という。)) に該当するものに限る。)) に係る入院料	う。)) の100分の15に相当する額と当該相当する額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例 (昭和33年高知県条例第 1 号) 第70条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額 (その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額) とを合算して得た額 (助産に係る場合は、1 人 1 日につき入院料の基本点数の100分の15に相当する額)		使用薬剤の薬価 (以下「薬価基準」という。)) に記載されている医薬品の投与であって、薬事法第14条第 1 項又は第19条の 2 第 1 項の規定による承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係るもの (評価療養に該当するものに限る。)) に係る薬剤料	薬価基準に定められた価額		診療報酬の算定方法 (平成18年 3 月厚生労働省告示第92号) に規定する回数を超えて受けた診療 (選定療養に該当するものに限る。))	診療の点数に相当する額と当該相当する額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額 (その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額) とを合算して得た額 (助産に係る場合は、診療の点数に相当する額)		<table><tr><td colspan="3"> 高知県公営企業局告示第 8 号 地方公営企業法施行令 (昭和27年政令第403号) 第22条の 2 第 1 項の規定に基づき高知県の電気事業、工業用水道事業及び病院事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる金融機関として、同条第 2 項に規定する出納取扱金融機関を次のとおり指定し、昭和39年11月高知県企業局告示第 2 号 (高知県企業局の出納取扱金融機関の指定) は、廃止する。 平成19年 4 月 1 日 (揭示済) 高知県公営企業局長 中澤 彰穂 1 出納取扱金融機関の名称 株式会社四国銀行 2 出納取扱金融機関の所在地 高知市南はりまや町一丁目 1 番 1 号 </td></tr></table>	高知県公営企業局告示第 8 号 地方公営企業法施行令 (昭和27年政令第403号) 第22条の 2 第 1 項の規定に基づき高知県の電気事業、工業用水道事業及び病院事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる金融機関として、同条第 2 項に規定する出納取扱金融機関を次のとおり指定し、昭和39年11月高知県企業局告示第 2 号 (高知県企業局の出納取扱金融機関の指定) は、廃止する。 平成19年 4 月 1 日 (揭示済) 高知県公営企業局長 中澤 彰穂 1 出納取扱金融機関の名称 株式会社四国銀行 2 出納取扱金融機関の所在地 高知市南はりまや町一丁目 1 番 1 号		
乳房マッサージ料	1 回につき	1,620円																																																			
胎盤処置料	1 件につき	1,100円																																																			
死体処置料	1 体につき実費相当額																																																				
診察券再発行料	1 件につき	210円																																																			
予防接種料	実費相当額																																																				
生命保険等に係る医師面談料	1 件につき	2,630円																																																			
レントゲンフィルム複写手数料	実費相当額																																																				
非紹介患者初診料	1 人 1 日につき 420円 (消費税法 (昭和63年法律第108号) 別表第 1 第 8 号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当する場合 (以下「助産に係る場合」という。)) は、1 人 1 日につき 400円)																																																				
入院患者病衣使用料	実費相当額																																																				
おむつ代	実費相当額																																																				
外来患者透析食事料	1 食につき	630円																																																			
薬事法 (昭和35年法律第145号) 第14条第 1 項又は第19条の 2 第 1 項の規定による承認を受けた者が製造し、又は輸入した当該承認に係る医薬品 (健康保険法 (大正11年法律第70号) 第63条第 2 項第 3 号又は老人保健法 (昭和57年法律第80号) 第17条第 2 項第 3 号に規定する評価療養 (以下「評価療養」という。)) に該当するものに限る。)) の投与に係る薬剤料	実費相当額																																																				
入院期間が180日を超える入院 (健康保険法第63条第 2 項	1 人 1 日につき入院料の基本点数 (以下「基本点数」とい																																																				
第 4 号又は老人保健法第17条第 2 項第 4 号に規定する選定療養 (以下「選定療養」という。)) に該当するものに限る。)) に係る入院料	う。)) の100分の15に相当する額と当該相当する額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例 (昭和33年高知県条例第 1 号) 第70条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額 (その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額) とを合算して得た額 (助産に係る場合は、1 人 1 日につき入院料の基本点数の100分の15に相当する額)																																																				
使用薬剤の薬価 (以下「薬価基準」という。)) に記載されている医薬品の投与であって、薬事法第14条第 1 項又は第19条の 2 第 1 項の規定による承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係るもの (評価療養に該当するものに限る。)) に係る薬剤料	薬価基準に定められた価額																																																				
診療報酬の算定方法 (平成18年 3 月厚生労働省告示第92号) に規定する回数を超えて受けた診療 (選定療養に該当するものに限る。))	診療の点数に相当する額と当該相当する額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額 (その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額) とを合算して得た額 (助産に係る場合は、診療の点数に相当する額)																																																				
高知県公営企業局告示第 8 号 地方公営企業法施行令 (昭和27年政令第403号) 第22条の 2 第 1 項の規定に基づき高知県の電気事業、工業用水道事業及び病院事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる金融機関として、同条第 2 項に規定する出納取扱金融機関を次のとおり指定し、昭和39年11月高知県企業局告示第 2 号 (高知県企業局の出納取扱金融機関の指定) は、廃止する。 平成19年 4 月 1 日 (揭示済) 高知県公営企業局長 中澤 彰穂 1 出納取扱金融機関の名称 株式会社四国銀行 2 出納取扱金融機関の所在地 高知市南はりまや町一丁目 1 番 1 号																																																					

公 営 企 業 局 公 告

高知県公営企業局公印規程（昭和48年高知県企業局管理規程第11号）第6条の規定により、新調した公印を次のとおり公告する。

平成19年 4 月 1 日（揭示済）

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

公印の種類	印影	用途	使用開始年月日
公営企業局印		一般文書	平成19年 4 月 1 日
公営企業局長印		一般文書	平成19年 4 月 1 日
専用公営企業局長印		出納事務用	平成19年 4 月 1 日
専用公営企業局長印		登記用	平成19年 4 月 1 日

専用公営企業局長印		工事及び業務委託の執行に関する事務用並びに駐車場使用許可及び保管場所使用承諾証明用	平成19年 4 月 1 日
専用公営企業局長印		工事及び業務委託の執行に関する事務用	平成19年 4 月 1 日
公営企業局企業出納員印		出納事務用	平成19年 4 月 1 日
専用公営企業局長印		一般文書	平成19年 4 月 1 日
専用公営企業局長印		一般文書	平成19年 4 月 1 日

専用公営企業局長印		一般文書	平成19年4月1日
-----------	---	------	-----------